

第6章. 貿易上の救済章

1. 貿易上の救済章の概要

輸入急増による国内産業への重大な損害を防止するため、一時的に緊急措置（経過的セーフガード措置）をとることができる旨を規定する他、ダンピング防止措置及び相殺関税措置に関する規定を置いている。

経過的セーフガード措置については、締約国が、一定の経過期間の間、この協定に基づく関税の引下げ又は撤廃の結果として原産品の輸入が急増したことにより、同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こしている場合には、この協定の下での関税譲許を一時的に停止するか、一定の水準まで関税を引き上げることができること等を規定。

ダンピング防止措置及び相殺関税措置については、WTO協定における権利・義務を留保するとともに、透明性及び適正な手続を推進する観点から、義務規定ではない形で、対面による情報の検証等の具体的手続を規定。

2. 主要条文の概要

●第A節（セーフガード措置）

○世界向けのセーフガード（第6. 2条）

いずれの締約国も、本協定の下で創設される関税割当の下で輸入された産品について、経過的セーフガード措置を適用することができない旨、及び、1994年のGATT第19条及びセーフガードに関する協定に基づく世界向けのセーフガード措置（以下「WTO協定の一般セーフガード措置」という。）をとる国は、本協定の下で創設される関税割当の下で輸入された産品が重大な損害又はそのおそれの原因となっていない場合は、当該産品をWTO協定の一般セーフガード措置の適用対象から除外することができる旨規定。

また、いずれの締約国も、経過的セーフガード措置、WTO協定の一般セーフガード措置、各国の譲許表で規定される個別品目のセーフガード措置及び繊維に関する規定に基づくセーフガード措置のうち、二以上の措置を同一の産品に対して同時に適用することはできない旨規定。

○経過的セーフガード措置の適用（第6. 3条）

締約国は、経過期間（本協定の発効から3年間。ただし、関税の撤廃がより長い期間にわたって行われる場合には、当該撤廃期間。）の間のみ、本協定に基づく関税の引下げ又は撤廃の結果、他の一の締約国から輸入されている原産品の

数量が、単独で、絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加している場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こしているとき又は他の二以上の締約国から輸入されている原産品の数量が、その輸入の量の合計が絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加している場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているときには、経過的安全ガード措置をとることができる旨を規定。

また、締約国は、上記の条件が満たされる場合には、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、この協定に定める関税の更なる引下げを停止するか、又は当該措置がとられる時における実行最恵国税率若しくは本協定の効力発生の日の前日の実行最恵国税率のうちいずれか低い税率を超えない水準まで関税を引き上げることができる旨を規定。

○経過的安全ガード措置の発動期間（第6.4条2）

経過的安全ガード措置の適用期間は2年を超えてはならないが、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な場合には、1年を限度に延長することができる旨を規定。

○経過的安全ガード措置の再発動の禁止（第6.4条6）

いずれの締約国も、同一産品に対して二回以上経過的安全ガード措置をとってはならない旨を規定。

○調査手続及び透明性の要件（第6.5条）

締約国は、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ経過的安全ガード措置をとること等を規定。

○通報及び協議（第6.6条）

締約国は、経過的安全ガード措置に関する調査を開始する場合、輸入の増加が重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしていることの認定を行う場合並びに経過的安全ガード措置の採用、延長及び修正の場合には、他の締約国に対し速やかに書面による通報を行うこと等を規定。

○補償（第6.7条）

経過的安全ガード措置をとる締約国は、当該措置がとられる各締約国と協

議した後、当該措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易の効果を有する譲許等を行うことにより、相互に合意する貿易の自由化に資する補償を提供すること、また、当該協議の開始の後三十日以内に貿易の自由化に資する補償について合意に達しない場合には、当該経過的セーフガード措置をとる締約国との貿易について実質的に等価値の譲許の適用を停止することができること等を規定。

●第B節（ダンピング防止税及び相殺関税）

○ダンピング防止税及び相殺関税（第6.8条）

各締約国は、1994年のガット第6条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を留保する旨等を規定。

○ダンピング防止税及び相殺関税の手續に関する慣行（附属書）

附属書では、透明性及び適正な手續を推進する措置として加盟国が認めるものとして、義務規定ではない形で、相手国への通報、対面による情報の検証、記録の閲覧等に関する具体的手續等を規定。